

令和5年 1月6日

病院・医院・クリニック・施設長 様
看護管理者 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会 長 松田 久美子
(公印省略)

「看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会」開催のご案内

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会事業についてご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて11月18日に、国家公務員医療職俸給表(三)の級別標準職務表を改正する人事院規則の内容が公表されました。今回の改正の趣旨は、管理的立場にある看護師や、特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ることとされています。

今回の改正を官民の医療機関における看護職員の賃金制度の見直し、さらなる処遇改善の契機といたし、埼玉県看護協会主催の「看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会」を緊急開催することとしました。

つきましては、年度末の多忙な時期とは存じますが、貴施設の看護管理者、事務長、人事担当者の皆様に、ご周知いただきますとともに、ご出席についてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては別紙「看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会」プログラムをご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

公益社団法人 埼玉県看護協会

常務理事 佐藤 啓子

事業部課長 禰屋 文恵

〒331-0078 さいたま市西区西大宮 3-3

事務局 TEL:048-620-7337

「看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会」プログラム

1. 目的 国家公務員医療職俸給表（三）改正内容とその意義を理解する。また、これを機に、自施設の賃金制度を改めて確認し、賃金制度の見直しに着手できるように、看護管理者の役割を理解する。
2. 対象 看護管理者、事務長、人事担当者等
会員・非会員を問わない
3. 期 日 令和5年3月8日（水） 13時35分～16時10分
4. 開催方法 集合研修
*一部の研修は、日本看護協会からの録画配信
5. 申 込 埼玉県看護協会 研修申込 マナブルから申し込んでください
申し込み期間：令和5年1月6日～2月28日
受講人数 120名 ひと施設2名まで
6. 受講料 無料



〈プログラム〉

時間	内容	講師
第1部：講義		司会・進行：日本看護協会
13：35～13：50	【講義①】 ・国家公務員医療職俸給表（三）改定内容 ・医療職俸給表（三）見直しを契機とした処遇改善に対する日本看護協会の取組について ・賃金制度の見直しにおける看護管理者の役割の重要性について	公益社団法人 日本看護協会 常任理事 森内 みね子 氏
13：50～14：15	【講義②】（録画） 国家公務員医療職俸給表（三）の見直しの意義	学習院大学名誉教授 学習院さくらアカデミー長 今野 浩一郎 氏
14：15～15：00	【講義③】 賃金制度見直しに必要な自施設の賃金に関する現状分析のポイント	公益社団法人 日本看護協会 労働政策部 看護労働課
15：00～15：10	質疑応答	
15：10～15：20	休憩	
第2部：意見交換 情報交換（グループワーク）		司会・進行：埼玉県看護協会
15：20～15：25	会長あいさつ	公益社団法人 埼玉県看護協会 会 長 松田 久美子
15：25～15：55	グループワーク ・講義への意見・賃金見直しに向けての疑問点、懸念点等について共有する	
15：55～16：10	全体討論	
16：10	閉会	